

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第174号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年6月18日 13時30分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町加茂漁港南方沖 隠岐の島町所在の隠岐加茂港沖防波堤灯台から真方位180° 1,000m付近 (概位 北緯36°09.8′ 東経133°16.8′)
事故等調査の経過	平成25年10月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第六十六満吉丸、19トン SN2-2487（漁船登録番号）、丸大漁業有限会社 第272-17816号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機の全筒のピストン、シリンダライナ、主軸受、クランクピン軸受及びピストンピン並びにクランク軸が焼損
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船舶所有者の社員1人を乗せ、機関整備等のため、境港に向けて航行中、平成25年6月18日13時30分ごろ、主機の冷却水高温警報及び潤滑油圧力低下警報が作動し、主機が停止した。 本船は、主機の始動を試みたが、始動できなかったことから、僚船で境港までえい航され、修理された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
その他の事項	主機の冷却海水は、船底弁からこし器を通り、海水ポンプで吸引して加圧された後、清水冷却器、潤滑油冷却器を順に冷却し、インタークーラー及び減速逆転機の潤滑油冷却器を経て船外へ排出されるようになっていた。 主機の清水冷却器は、冷却海水側の管が貝殻等の付着で閉塞していた。 主機の清水冷却器は、毎年5月ごろ工務担当者によって開放整備が行われており、平成25年4月末ごろ開放点検が行われたが、貝殻等の付着が余り見られなかったため、工務担当者が6月中旬に3～4年ごとに実施している機関整備業者による機関の開放整備に合わせて整備を行うこととしていた。

	<p>船長は、出港前の点検において、5月末ごろから主機の冷却海水の船外排出量が減少していることを確認していたが、6月までは大丈夫だろうと思い、工務担当者に報告していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、加茂漁港南方沖を航行中、主機の清水冷却器の冷却海水側の管が貝殻等の付着によって閉塞したことから、冷却海水の流量が不足して主機及び潤滑油の冷却が阻害され、主機が焼損し、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、加茂漁港南方沖を航行中、主機の清水冷却器の冷却海水側の管が貝殻等の付着によって閉塞したため、冷却海水の流量が不足して主機及び潤滑油の冷却が阻害され、主機が焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機の冷却海水の船外排出量が減少した際には、冷却海水系統の点検を行うこと。